

令和3年度決算に基づく資金不足比率

資金不足比率は、下表のとおり、企業局所管の3会計において、経営健全化基準を超える会計はありませんが、今後も経営の健全化に努めていきます。

(単位：%)

会 計 名	資金不足 比 率	経営健全化 基 準	内 容
水道事業会計	—		資金不足比率とは 公営企業ごとの資金不足額 の事業の規模に対する比率 ・・・この比率が高くなるほど 当該企業の事業規模に比して累 積された資金不足が発生してお り、その解消が困難となつてく るなど、公営企業として経営状 況に問題があることとなる。
公共下水道事業会計	—	20.0	
交通事業会計	—		

(注) 資金不足比率がない場合は、「—」と表記している。